

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。4月になりました。一般的に、学卒の社員が入社する時期です。新人に対して先ずは、社会人とはなんぞや?ということ、ガツンと教育することが大切です。今月お伝えするテーマは右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

＜今月号の内容＞

- ◆「労働保険料の年度更新」・・・届出時期の変更
- ◆「雇用保険料率」の改定
- ◆「労災保険料率」の改定

「労働保険の年度更新」届出時期の変更

◆年度更新の手続きが、従来は4月1日～5月20日までの間で行われていましたが、今年度からは、6月1日～7月10日までの間へと変更になっています。

算定期間は、従来通りの4月1日～翌年3月31日までで計算します。一般拠出金もお忘れなく。

社会保険の算定基礎届の時季と重なりますので、仕事量が増えますね。しっかりと予定を立てて下さい。

延納(分割納付)

◆これに合わせて、延納の時期も変更となりました。

◎既存の事業場

	3回分割		
	第1期	第2期	第3期
期間	4/1～7/31	8/1～11/30	12/1～3/31
納期限	7/10	10/31	1/31

◎6/1～9/30までに成立した事業場

	第1期	第2期
期間	成立した日～11/30	12/1～3/31
納期限	50日以内	1/31

尚、延納の場合は、「概算保険料が40万円以上」または、「労働保険事務組合に委託」していなければなりません。

「雇用保険料率」の改定

◆今年度の雇用保険料率は、下表のようになっています。

事業の種類	雇用保険料率	社員負担分	会社負担分
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000
農林水産業	13/1000	5/1000	8/1000
土木・建築業	14/1000	5/1000	9/1000

「労災保険料率」の改定

労災保険率表の抜粋(その他の事業のみ)

	事業の種類	現行	改定後
その他の事業	農業または海面漁業以外の漁業	12/1000	改定なし
	清掃、火葬またはと畜の事業	13/1000	改定なし
	ビルメンテナンス業	6.5/1000	6/1000
	倉庫業、警備業、消毒または害虫駆除の事業、またはゴルフ場の事業	7/1000	改定なし
	通信業、放送業、新聞業または出版業	4.5/1000	3/1000
	卸売業・小売業、飲食店または宿泊業	5/1000	4/1000
	金融業、保険業または不動産業	4.5/1000	3/1000
	その他の各種事業	4.5/1000	3/1000

詳しい保険料率は、以下のURLをご覧ください。結構な業種で変更になっています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/03/tp0301-1.html>

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2  
 Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836  
 E-Mail : [office-srry@sr-yamashita.com](mailto:office-srry@sr-yamashita.com)  
 ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

- ★就業規則の作成変更
- ★人事賃金制度の構築
- ★管理者研修の実施
- ★退職金制度の構築

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。